

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ（A・B）駆動用電動機軸受部（反カップリング側）に油のにじみ及び軸受油補給器レベルに低下が認められたため、当該補給器を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉格納容器除湿冷却系2次冷却水温度調節弁グランド部よりリーク（1滴／2秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	消火系圧力調整用ポンプ軸グランド排水配管（両側）がつまり気味なため、当該配管を点検・清掃	D	
4	2号機	換気空調系室内外差圧調整器（廃棄物処理系原子炉冷却材浄化樹脂沈降分離槽室）に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該差圧調整器を点検・修理	D	
5	4号機	主発電機密封油処理装置密封油真空ポンプ（A）潤滑油電磁弁制御用電線管端子箱の外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	5号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ点検において、当該ポンプ軸グランドシール水配管接続部（カップリング側）に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
7	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）始動空気用空気圧縮機試運転において、始動空気槽圧力計付属テスト弁グランド部よりリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
8	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）上下半車室目視点検において、嵌合部に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
9	5号機	高圧注水系タービン蒸気加減弁弁体浸透探傷検査において、弁体に線状指示模様が発見されたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	主タービン湿分分離器（1）溶接部浸透探傷検査及び目視点検において、判定基準を超える指示模様（4.5箇所）及び内部部品取付ナット（1箇所）にひびが認められたため、当該部を修理及びナットを交換	C	
11	5号機	定期事業者検査（残留熱除去系設備）要領書作成において、検査員リストに登録した者が当該要領書作成業務に従事すべきところ、未登録者が作成していたことが認められたため、対応検討	D	
12	6号機	主タービン・主発電機軸受潤滑油温度記録計の計器仕様表および記録計測定点名称に誤記が認められたため、当該名称を修正及び対応検討	C	
13	6号機	屋外復水脱塩装置用硫酸貯槽及び苛性ソーダ貯槽ピットの危険物表示に一部外れ（4枚中2枚）が認められたため、当該表示を点検・修理	対象外	
14	6号機	主タービン第2軸受用リフトポンプ出口圧力計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
15	その他	屋外集配作業において、「物品（搬入・搬出）確認依頼票（2件）」が強風で飛ばされて紛失したため、対応検討	D	
16	その他	海生物焼却設備排ガス誘引ファンに管理値を超える振動が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで